東京都児童福祉審議会・第4回本委員会 審議要約

(平成11年11月17日開催)

ひとり親家庭の自立生活を支援する総合的な施策のあり方について

- ※ 資料説明者は、福祉局子ども家庭部計画課長 田村初恵
- 1 「ひとり親家庭の自立生活を支援する総合的な施策のあり方について」
- (1) 説明資料 1 意見具申案
- (2) 説明資料 2 意見具申概要版
- 2 「ひとり親家庭の自立生活を支援する総合的な施策のあり方について」
 - ※ 専門部会長から、意見具申案の内容説明
- ----(子ども家庭部計画課長)行政側に人事異動があり、荻野福祉局長が、11月15日付けで退職し、高齢者施策推進室の神藤室長が、福祉局長を兼務し、建設局から、田原次長が福祉局次長として異動しております。

知事は、あいにく所用があり、本日は福祉局次長が代理を勤めます。

審議

- 意見具申は委員のご意見を十分取り込み、起草委員会、専門部会で十分に論議し、出来 上がっているが、きょうはせっかくなので、追加のご発言があれば伺い、今後の参考とさせ ていただきたいと思います。どうぞご発言を。
- 大変立派な骨子になったと思います。

拡大専門部会のときにも触れましたが、ファミリーソーシャルワークの必要性は、日々虐待の問題にかかり、痛感している。実際に弁護士、福祉の方、医者、そういった方々が集まりケースに当たっていくとき、一番不足しているのは、舵取り役の人。ケースの何が重要か、だれを呼ぶべきか、何の援助を必要としているかがなかなか判断できずケースをどう動かせばいいのかの判断をする人が本当に欠けていると思う。

○ 今回、児童福祉司、母子相談員等がファミリーソーシャルワークの担い手になっていただきたいと提言しているが、具体的に何が必要なのか考えると、家族、子ども親の病理に、医者とまではいかなくても、ある程度の見立てが必要。素人的な感覚でなく、子の病理、家族の力学はどうなっているのか、最終的な判断は専門家に委ねるとしても、法的な問題など、専門家に依頼すべきかも判断できなければいけない。どんな社会資源が適切なのかの判断

も必要。そう考えると専門性を獲得するのは大変だと思う。

○ アメリカでソーシャルワーカーと話すとその社会特有かもしれないが、様々なグレードがあり、1つ1つ研修や、試験を受け上がっていくと聞いた。そういう普段の努力が求められる。ファミリーソーシャルワークをどう充実させていくか、担い手をどう養成していくかが最大の問題と思うので部会長に賛成。審議会でぜひご議論いただきたい。

○ 今、話があったように、新しいテーマが次々とこのひとり親の問題で出てきて非常に厳しい状況が取りざたされている。表題にもわざわざ「ファミリーソーシャルワークを展開できるシステムづくりを目指して」と書かれるなど、新しい施策に立ち向かっていかなければならない意味で、今の話も本当にそのとおりと思う。送っていただいたものを読ませていただいたが、前回の案文と基本的に流れは同じ。前回意見が出た分について表題その他、図もちょっと変わり、改訂されたと思う。

前回私がこだわったところは、13ページの経済的支援のところ。ここは都の児童育成手当、乳幼児やひとり親の医療費助成など、国の社会保障制度が不十分な時代に発足し、手当などが救貧的色彩を強く残しているという評価の問題と、経済的支援、ナショナルミニマムとして国が基本的に責任を負うべきじゃないかという考え方、そこから経済的支援のあり方を検討する必要があると述べられている。前回も申上げたが、手当や医療費助成は、ひとり親、特に母子世帯の最大の要望が出ているもの。国が責任を持つべきとしても、動きがない現状では、将来永劫とは言わないまでも、当面は経済的支援も対人サービスも充実を図っていく方向で修正できないかとお願いしたが、あり方を検当するとともに対人援助サービスを充実すると書き込まれただけ。私もそれなりの根拠を持って申し上げたので。

残念では済まされない。前回、福祉局のほうで育成手当や医療費助成の削減案が具体化されているのではとお聞きしたとき、検討中というお答えだった。その後、本審議会が開かれる前の11月初旬、予算原案が出て、局の方針によれば、医療費助成は自己負担を導入し、国基準並みに所得制限を強化する方針が具体的に出てしまったわけです。

この方針を受け、1月から知事が予算査定に入る。意見具申が採択されると、知事に対し、経済的支援のあり方は国の責任という考え方を具申することになる。私たちが議論し、起草委員が苦労して案文を練られていたとき、局の具体案は出ていなかったのでこれが前提ではなかったと思うが、今日現在のタイミングで言うと、局の方針が出たあとこの意見具申を出すことで、これが福祉局来年度予算の考え方を、後押しすることになる。本当なら、これまで充実に努めてきた医療助成や育成手当ですから、根本的にあり方を検討すれば、その成果、だれがその施策を担うべきか、影響についても見直しすればどうなるかとか、本来ならこの審議会で意見を出し合い、丁寧な検討の場があってしかるべきじゃなかったのか。こういうやり方では せっかくほかに大事な新しい施策が盛り込まれても、全体として台なしになってしまうと感じる。

事務局担当の課長や部長は、確かに大変だったと思うが、局全体として、最初前提になかったものが途中で入ってきて、最終の審議会では、もう方針が出ている。それを踏まえ我々は意見具申を出さなければならない形、流れについて、私は事務局に責任があると思う。誠意、誠実さを疑ってしまうと言わざるを得ない。大前提の問題として、今日は30人の委員のうち、15人の出席予定だそうですが、成立要件にかなっていますか。

- ----(子ども家庭部計画課長)はい。一応半数出席ということで。
- 私は率直に言えば、確かにもっと切実で急がれる課題がたくさん盛り込まれていることは重々承知ですが、きょう意見具申を出さなければならないのかという気がしてならない。医療助成と育成手当は、今まで都がやってきたひとり親世帯施策の2大柱。それが根本見直しになろうというとき、新しい施策も大事だが、審議会として意見を出さなくていいのか、もう少し意見をかわす機会があってほしいと希望する。
- どうもありがとうございました。部会長、何かお答えがありますか。
- 言われる趣旨は、心情的にも実態的にも非常にわかりますが、考え方として、審議会がどう整理していくか、施策的にどう具現化するかは、行政の判断があると思う。1つの考え方として我々はこういうふうに整理をしたということ。その背景は、国のレベルにあっても、多分21世紀に向け新しい社会システムをつくるとき、年金、医療、福祉の連携をどうしていくのか、それにかかるコストをいかに合理的に効率的に使うのかを全般的につくり直さなければいけない時期に来ていると思う。そういう流れを考えると所得保障はナショナルミニマムとして国が責任を持ち、基本的に進めていくべきなのではないか。介護保険、医療保険も年金も改革の動きは見えない。本来なら、年金も医療も福祉も全部連動し、グランドデザインをつくり直さなければいけない。

従来の福祉は、その流れの中で公的扶助的な救貧事業をやってきたが、福祉の中に公的扶助的な所得保障の部分はなじませないほうが、列島処遇的な救貧的な色彩がなくて済む。所得保障を税や社会保険へ切りかえていかないといけないのでは。そのような視点から年金のあり方をもっと考えるべきではないか。都全体の社会福祉政策の流れの整合性を持たせる意味合いも含めて、このような整理をさせていただいた。

もう一つは、児童育成手当も、少子化対策との問題で国が児童手当のあり方も含め見直しをすることもあるので、それらと含めてあり方を今後検討していってもよろしいのではないか。ただ、時期がうまく合っていればいいんですが、ずれる問題については、何ともつらいところ。このような国の考え方、制度との整合性を持たせたほういいだろうということが1点。

乳幼児医療費の問題も、高齢者の医療費等が一部自己負担という状況が出る中では先ほ

どの、自助・公助・共助のバランスのとれた新しい社会システムづくりの趣旨からサービスを自己選択する際の責任をきちんと持ってもらうことが大変大事ではないか。そういう点、今のままでいいとは必ずしもならないのではないか、もう一度見直しをすべきではないか。今回の課題としては、ご指摘のように、児童育成手当、乳幼児医療費助成をどう見るかという自体に時間を取って議論しているわけではないので、十分ではないと言われれば、その指摘は甘んじて受けざるを得ない。あくまで例示的なことを含めて挙げ、今後、論議を他の社会福祉施策とかかわりを持たせながらの検討がよいのではないか。そういうニュアンスで書かせていただいている。

拡大専門部会でも言われたことは、重々わかっており、その論議も起草委員会等でさせていただいたが、結果的にこのような方向で整理せざるを得ない。ご理解いただければありがたいと思います。所得保障の趣旨に即して給付の重点化を図ることで、私どもとしてはサービスを下げる発想ではなく、限られた予算を社会的コストの意識で、その財源を有効に活用する視点から、対人援助サービスと所得保障とを整備し、所得保障部分は重点化を考えざるを得ないのではないか。こういう考えで整理させていただいた。

- 考え方の違いの問題もあり、同時に児童福祉審議会の権能、役割とは何かというとき遠い将来も含めた都の子どもたちの福祉のあり方をにらんだ提言も大事ですが、現実に起きている問題に向かわざるを得ない面もある。今、福祉局でどんどん政策が動いているとき、これを漠然と見ながら先のことを提言することでいいのか。審議会のあり方として、こういう形で知事に提出するのを、保留できないものか。きょう参加が少ないのも残念ですが、半数ギリギリの参加で、文章は今まで色々やりとりもし、意見交換していますが、児童福祉審議会としての役割が果たせるんだろうかという疑問です。
- よろしいですか、それで。ありがとうございました。
- 今のご意見は、前回も委員会で検討しました。所得保障的なものは国の責任ととらえながら、これはひとり親家庭ですが、特に近年子ども虐待等の問題は非常に深刻で、実は今日、国が関係省庁や団体を集め国民会議を初めて開きました。明日の朝刊に出ると思いますが、児童相談所がかかわっていた8名の子どもが死亡し、虐待で28件、平成10年に33人の子どもの死亡が公表され、児相、母子・婦人相談員に専門的力量がない問題は防げない深刻さがある。ファミリーソーシャルワークをサブタイトルにつけ、行政が取り組む決意表明は、画期的なこと。その辺が育たないと、子が死亡する状況はなくならない。先ほどの主張もよくわかるが、今後、児相、婦人相談所、福祉事務所の母子相談員が専門的力量を持たないと、ドメスティックバイオレンスや虐待の問題は防げない。専門性をいかに確保する。北米のワーカーは大学院のマスターを取って専門家が働いている。日本は行政職が中心。今後都は専門家養成を考えているようだが、マスターを取得するぐらいの力量の専門家を配置しない

と、家族の病理を見て、どんな手立てで社会資源を使うかを判断できる力量にはならないだろうという感じがします。残念ながら、それを目指す段階でとまっている。この辺を現実のものにするのが課題。問題が深刻ですので、ご理解いただき、答申を実際のものにどう育てていくか。子ども家庭支援センターも、児福審が描いたものとは違うものが出てきて、この答申には盛ってないが、ソーシャルワーク機能をどう担保していくか、行政で考えなければいけない。それをメインにした意見具申。その辺についてのご理解をいただけたらと思う。

- 私は企画起草委員で、意見具申をまとめる議論に参加させていただき、そこで感じたことを踏まえ、行政にお願いがあります。私は労働問題が専門で、福祉はよく知らない門外漢。議論の中で、サービスを提供する自体は既に色々なところがやっているというのが、一番の感想。今回、「ファミリーソーシャルワークを展開できるシステムづくり」で、施設や機関が既にあり、制度も整備されている中で、それが全体、システムとして動いていない部分に問題があると感じる。今回の意見具申も新しいものをつくるよりむしろ今ある資源を使い、うまく活用する方向の意見具申になっていると思う。今ある資源が生かせる形は、行政の力量にかかっているのでぜひお願いしたい。今ある芽を育て、システムとして動いていく仕組みをつくっていただけるとありがたいと感じた。
- 今日、労働経済局の部長と話す機会があった。11ページにもあるように、就労支援サービス、ハローワーク、技術専門学校と書かれているが、実際には、どうも意識がないんじゃないか。行政側の幹事になっていたり、関係課長になっているが、具体的にそやってもらわないと。拡大専門部会のとき、委員長が、やってもやらなくてもいいというのではパンチが弱いとおっしゃっていたが、実際にやっていただかなくちゃ。それは福祉局の問題ではなく、協力してもらうよう、具体的に進めるべきでは。
- 19ページにNPOとのパートナーシップの形成があり、行政の補完ではなく対等なパートナーとして位置づけるのは、非常に画期的。行政サービスはともすれば予算に制約され、ニーズに柔軟に対応できない面を持つが、NPOはそうじゃないと。私たち民間のNPOは子ども関係の活動をしていてニーズは判るがお金がない。福祉予算が縮小する状況で、NPOの有用な資源活用が実際の場でどう現れてくるか。NPOに連携・協力で行政がつながると結局、NPOは自分たちの力・金をヒイヒイ使いながら協力することになり、ぶれる感じ。せっかく対等なパートナーと位置づけるなら、NPOの有用な資源活用をすると決めた以上は、今後システムの構築を図っていくわけですが、議論にNPOなり外部の人たちを入れ、予算の面で、行政が大事な部分の面倒を見る構えを持っていただきたい。安上がりな協力者になるのでは、NPOが困るという気持ち。
- 今のはとても大事な問題、そのとおり。NPOが持っているプログラムを行政が買うこ

とで結果的にNPOの財政支援をしていくことを、書き込んでいる。その発想が大事今回の 議題そのものではないので、書き込めないが、都の社会福祉自体がどんな助成をしていくの か、真剣に考えないといけない時期。私はイギリスのチャリティコミッションのやり方が非 常に大事。その方策は、他の審議会等でも論議されている。ぜひ意見を言っていただきたい。 8ページ下から2つ目のマルで、今後、行政は適切なサービス評価と公平なサービス利用、 企画や社会資源の整備等の役割に責任を持ち、具体的サービの提供は、身近なところで、多 様な民間サービスやプログラムの活用を図る。買うという表現ではないが。何でも自前だと、 職員も含め肥大化する。共同企画で民間のNPOが持つプログラムを買わせていただき、そ の分ペイを払う発想が必要。そんな意味で専門的な援助もそこに入れ、是非そういう意見も 膨らませていたければと思います。

- 基本的な考え方はこれでいいと思う。これからは地域という問題が1つ。区市町村との役割分担が抽象的に出てくるが、都道府県と区市町村の役割が必ずしも明確でない。地域の家庭センターと児童相談所の関係もわからない。これから福祉は地域でとなれば都道府県と地域、都と区市町村の具体的な展開の中身をモデルでやることには大賛成。もう少し詰めるなら、これだけの問題ではなく、すべての福祉サービスにつながる問題審議会のあり方も問われなければ……。今までは、審議会が答申をすると、大体東京が施策化した経緯がある。これからは地域の時代となると、どこが施策化をして、都の役割は何かと。審議会の今までの流れがそうなっているから、社会福祉審議会も同じ。もし続けた議論ができるなら、ぜひ必要。もう一つ、NPOは大賛成ですが、今回の特定非営利のNPOだけではなく、本来のNPOは、社会福祉法人も含めたNPO、その辺まで視野に入った対応が必要。今まで社会福祉法人は行政の下請ととらえられているがソーシャルワークとなればそれだけでは済まない。特定営利のNPOで果たして全部担い切れるか。そうではなく、経験豊かな本来のNPOの社会福祉法人や、その機能まで含めた検討が必要と感じる。次回そういう議論が可能なら、おやりいただきたい。
- 今の指摘は大変大事。他の委員会でも、従来の審議会の枠の論議じゃだめで、相互乗り入れが必要。悪くすると、我々は児童福祉分野だけの族委員になる。「族議員」という言葉があるが、児童福祉のみで他はわからないでは困る。今までのように、属性分野との法律に基づいた行政施策を展開しておけばよかったが、地域福祉の新しいサービスシステムを考えるとき、再編成せざるを得ない。そういう意味で大変大事。先ほどの経済的支援のような問題も、ある意味では児童福祉審議会の課題であると同時に、東京都全体としてどうするのか、都、国、区市町村の役割をどうするんだという話になる。ここでやると、事務局も含め論議の展開が難しく、限界があるのは事実。具体的には1ページに書いてあるように、今後どう検討すべきかが最大の課題。私ども委員に選ばれるかどうかわからないが、次期審議会には、ぜひファミリーソーシャルワークを展開できるシステムを、どのレベルで、つくって

いくのか、都の役割市町村の役割をどうするのか。

子ども家庭支援センターも、危惧は、児童祉審議会が考えていた子ども家庭支援センターの理念が、やや矮小化されていないか。それは区市町村が子ども家庭支援センターをつくる際、補助金を出すわけですが、そのときのイメージが、従来の児童福祉行政の延長。つまり、ケースマネジメントをやってくださいよと。ケースマネジメントをやるとき、在宅サービスが充実していないと困るので、整備し、柔軟にやってくださいと。一方では、子育不安を抱えている人が孤立しないよう、地域の共助活動も支援し、総合的にやるのが子ども家庭支援センターですが、いつの間にか在宅サービスの部分のみの提供になった。区市町村の児童福祉行政なり社会福祉行政の担当職員とこの審議会の関係もよほど詰めないと、理念がうまくいかない。今後その辺も深めていただきたい。

- 市に住んでいますと、東京都って遠い存在。住んでいる自治体の職員は、都はそうおっ しゃいますけどねという反応。実際にこれが実行されるのかなというが実感。
- 審議会に都民として参加。 先ほどから幾つか出ていますが、 福祉分野の縦割り行政でこ ういう問題を扱っていくと、地域でこの理念がサービスに落ちたとき、利用側はすごいギャ ップを感じる。このシステムのままでは、ギャップを埋めることができないんじゃないか。 例えば3ページ、「個々の家族構成員への支援に止まらず、家庭を全体としてとらえ、家庭 機能の維持・回復のために支援していくことが、重要」と。実際都民として利用する身に立 つと、母子家庭の人は、「出戻り」という言葉があるように、ひとり親になったとき頼ると ころは親が多いと思うが、親が年をとると、今度は介護の問題が発生、社会福祉協議会で地 域の共助というサポートがある。ここ何年かファミリーサポートセンターで、同じ社会福祉 協議会ですが、子どものサポート。先ほど、話が出ていた家庭支援センター。目黒区におい ては、家事援助、送り迎え等はファミリーサポートセンターで受けている。同じ社会福祉協 議会の中にあるが、ファミリーサポートセンターは、労働系、こちら厚生省系、同じ協議会 の中に2つの予算が入り、実際、家庭のサービスを受けると心のケアとか精神的安定を図る のがあり、サポートを受ける側は、同じサービスを受けるのに、子どもの御飯とおばあちゃ んの御飯は別のところに発注。何人も知らない者が家庭に入り、むだな矛盾が起きる。でき れば、サービスのギャップを埋める形を是非。サービスは充実してきているが、むだが起こ っているように思う。

先週NHKで虐待の特集があり、危機的状にある家庭に入り込む際、担当されている現場の方々は、相手を刺激しないように苦労されていた。家庭の状況を把握するため、手伝いや、サポートという形で入り込む人間は、専門的知識があり、実際にどんなサービスを展開できればいいか把握できる人、しっかりした人材がサポートできる状況を、ぜひシステムとして今後つくっていただきたいと、都民として感じます。

- いろいろご意見、ご質問をいただき、論議をしていただいたんですが、予定の時間に来 ております。このあたりで意見交換を終わらせていただいてよろしいでしょうか。
- 意見と要望を申し上げたい。特にファミリーソーシャルワークの確立は大事だと思うが、それを進めるベースを考えたとき、私が相談に乗るひとり親は、9割が母子世帯で一番大きい問題は就職と住宅。私も住宅の議員で、都営住宅の申し込みなど、色々お世話してきたが、就職は厳しく大変。これが安定しないと、必ず子どもに反映する。特に小さい子を持つお母さんは、そうでなくても不安定な状態。就職も、住宅も定まらず、親もとへの居候は、心理的に子どもに行く。住宅と働き場所、つまり社会参加のあり方をどう支えながら、専門的力を持つ人に見てもらえるのか。そういう点で、福祉局だけでは就職も住宅問題も、都としての決め手がないと思う。ひとり親だけの問題ではもちろんないが、都全体で考えていける行政側のシステムも今後必要。それを行政側に注文したい。福祉局しかいらっしゃらないので、難しいですけど。
- --- (子ども家庭部計画課長) いらっしゃっています。
- 知事を通じて、そういうところの具体化を図っていただく要望が1つ。ですが、今日意 見具申をこういう形でまとめることについて、どうしても了承できないことを、私1人かも わかりませんが、少数意見として併記していだきたい。
- ご発言は記録に残ります。意見具申そのものは、文案がまとまっておりますので。ただ今日、大事なご発言をなさいましたから、それを記録に残し、あわせて次回以降の児童福祉審議会で、その問題にも十分考慮をするということでよろしいでしょうか。
- 結構です。
- ありがとうございました。
- 私は臨時委員ですが、1年間一生懸命出たつもりですが、メンバーを見ますと、一度も 会ったことがない方がいて、そういう方もメンバーとして答申に載せるんですか。
- そうだと思います。
- 私はそれが余り納得できないような気がいたしますが。
- 事務局に心して聞いていただき、これで意見具申をまとめることにします。配付した表

- の「案」を改めて取りまして、意見具申として提出をさせていただきます。
- 委員長さん、2人お見えにならないと、形式の話かもしれませんが正式な具申としての オーソライズは次の本審議会ということになるんじゃないでしょうか。
- これは制度的な手続の問題ですから、事務局からお答えしていただきましょう。
- --- (子ども家庭部計画課長) 一応これまで、拡大専門部会でご意見をまとめて了承していただいた最終案ということで今回まとめたものでございます。ご出席いただいていない委員全員に意見具申案をお配りし、そこからご意見が出ていないので、ご賛成いただいているもの、ご承認いただいているものと理解してございます。
- 委任状制度はあるんですか。
- --- (子ども家庭部長) 当然、定足数を見込み開催をしております。その場合、もう一度、 きょう出席されなかった各委員について内容を確認させていただき、そこで追認をいただ くという運用でやってまいりました。
- よろしいでしょうか。事務局はそう答えております。
- 私は余り納得が……。形式的かもわかりませんが、こういうことは大事だと思う。これ はたしか条例設置ですよね。そこに規定があるなら、守ったほうが私はいいと思う。
- 今の、定足数の規定が文章であるんですか。
- 答申には定足数の条件がつくが、意見具申の場合はそれがつかないというようなこと を聞いていますが、その辺を含め、答えてもらいましょう。私も気にしています。
- --- (子ども家庭部長)議事は出席委員の過半数でこれを決するというのがございますが、その場合、特に委任状というようなものはございません。それがなじむかというものは確かにあります。実は今日、17名以上の方からあらかじめ出席の連絡をいただいています。その場合にどうするのかは、これまではあとでフォローしていたというのがこの委員会でのやり方です。しかし、いろんな事情で残念ながらおいでいただけないことが、たまにあり、そういう場合に、そういう便法を使わせいただいております。
- それでは今回はその慣行に従いやらせていただくということで。ただ、大事な問題提起をいただいておりますので、これを少しお考えいただきたいと思います。それで同意していただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

- いや、ちょっとこれは……。同意すると、批判を免れないないと思いますけどね。
- というご発言が最後にあったということで、記録していただくことにしましょう。
- それでは、本来は知事にこれを提出するのですが、冒頭、事務局からご説明がございましたように、知事はご出席できないということで、田原次長のほうに意見具申を提出させていただきます。提出後は、各自、お手数ですが、表紙に貼っている「案」の文字を取っていただいて、意見具申にしていただきたいと思います。では、次長、どうぞ。

〔副田委員長より田原次長に意見具申を提出〕

○ それでは福祉局次長からごあいさつをいただくことにいたします。

---- (福祉局次長) ただいまはどうもありがとうございました。昨日、16日付で就任をいたしました福祉局次長の田原でございます。皆様方にはお忙しい中をいろいろご議論いただきまして、ありがとうございました。ただいま、副田委員長から知事にあてられました意見具申をいただきました。本来なら、知事がこの場でいただくべきところでございますが、あいにく抜けられない所用で、私が代理ということで務めさせていただきます。昨年暮れから、ひとり親家庭に関する審議を、しかも会議のほとんどは夜の開催だと伺っておりますが、熱心にご審議をいただき、本当にありがとうございました。ひとり親家庭の自立生活の支援につきましては、幅広い観点から真剣にご検討を進められた結果ということで、重く受けとめさせていただきます。

ご承知のとおり、家庭を取り巻く状況は、離婚件数の増加、夫からの暴力の問題等々深刻化し、子どもと家庭をめぐる課題への対応は極めて重要なものと考えております。国においても、児童福祉法の改正や社会福祉基礎構造改革が進められており、都も、福祉政策の再構築を行うということで現在やっております。このような折、審議会から貴重なご意見をいただき、都は、関係機関、それから区市町村との連携のもと、ひとり親家庭の自立支援について、さらに施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、副田委員長をはじめ、委員の皆様方には大変お世話になり、ご苦労をおかけいたしました。今後とも引き続き、ご指導、ご協力をいただきますようお願を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 次長、どうもありがとうございました。それでは最後に、今後の審議等につきまして、 事務局から説明をお願いいたします。

---- (子ども家庭部計画課長)本日、「ひとり親家庭の自立生活を支援する総合的な施 策のあり方について」の審議を終えることができました。本日は今期審議会の最終日に当た ります。2年間にわたるご熱心な審議、本当にありがとうございました。

今後の新たな審議テーマ、日程等は、次期の児童福祉審議会の委員長や専門部会長に相談 し、進めていきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○ 本日は事務局からご紹介がありましたように、平成9年11月18日に始まった今期 審議会の最終日でございます。専門部会以外にも、里親認定部会、権利擁護部会がございま す。委員の皆様長い期間にわたるご熱心な審議、本当にありがとうございました。

今後につきましては、先ほどお話がありましたように、次回の児童福祉審議会の委員長や 部会長、それに事務局とご相談をして進められると思いますので、どうぞよろしくお願いを いたします。

それでは本日の児童福祉審議会は、これをもちまして終了させていただきます。長時間に わたりまして、どうもありがとうございました。